

2 監事の意見書（1）

監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成29年4月24日理事より提出された平成28年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（不足金処理案）の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

平成29年5月24日

鳥取県農業共済組合

代表監事 漆 原 清 志

監 事 黒 見 憲 治

監 事 千 熊 徹 夫

2 監事の意見書(2)

監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により、平成29年4月24日に理事から提出された平成28年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書等に基づいて監査を行いました。

その結果、以下の指摘すべき事項が認められました。

平成29年5月24日

鳥取県農業共済組合

監 事 山本 健太郎

不適切な総代選挙

平成29年3月19日を選挙の期日とする、総代選挙が実施されている。総代選挙は、定款第18条第1項で、定款付属書「鳥取県農業共済組合総代選挙規程」に定めるところにより選挙することとされている。

しかし、以下の通り総代選挙規程に違反し選挙が行われており、総代選挙は不適切な選挙であった。

①総代選挙は組合員がその代表者を選ぶ重要な行為であり、組合員への選挙の周知は大変重要である。総代選挙規程では、第5条で選挙期日の20日前までの各組合員への通知と5日前までの公告を行なうよう定めている。組合員への通知は定款第14条で、組合員名簿に記載したその者の住所にあててすることとされており、また、通知する内容は総代選挙規程第5条第2項で、選挙の期日、投票の開始及び終了の時間、投票すべき場所並びに選挙する総代の数を記載とされているが、この通知がなされていない。

②総代選挙規程第5条に基づく公告が平成29年3月13日に行なわれているが、公告している選挙の期日には、選挙の期日とは関係のない、公告日や選挙会という総代選挙規程では規定していない事項の期日や立候補届期限日が記載されている。

なお、この公告で、立候補届の期限日は3月16日としている。

③総代選挙規程第6第4項に基づく公告が平成29年3月16日に行なわれて

いるが、16日は、まだ立候補の届を行なう期限が終了していない段階であり、立候補者の公告は出来ないと考える。さらに公告では、定数以内であると記載しており、定数以内かどうかは確定していない時に誤った公告を行っている。

さらに、候補者を当選人とすると公告しており、総代選挙規程第16条第4項の当選人の公告よりも以前に、選挙規定に違反した内容を公告している。

④総代選挙規程第16条第1項で当選人が決定した場合は、当選人に通知を行なわなければならないとされているが、3月16日に通知を發したとしており、まだ決定していない段階での通知であり、通知は無効と考えられ、決定後の通知がなされていない。

⑤総代選挙規程第16条第4項に基づく公告が平成29年3月22日に行なわれているが、当選人への通知が適正になされていないため、選挙規程第16条第2項の期間満了の日が明確ではないが、立候補者が確定した17日以降に通知が發してあれば、期間満了日は22日以降となり、公告の行える期間満了日の翌日は23日以降となる。このため、この公告も適正に行われたとは考えられない。なお、公告には、必要のない立候補推薦の別が記載されている。

公告の方法も不適切であった。

平成29年2月16日付の28発鳥共組第670号で、共済部長に対し選挙管理者が「総代選挙のお知らせ」の配布を依頼している文書があったが、發送した形跡はなく、支所職員もこうした文書を把握しておらず、共済部長に確認したがこの文書をもっていないとのことであり、組合員もお知らせの文書を見たこともないとのことであった。起案した文書を適切に施行できない杜撰な事務処理と言わざるをえない。

不適切な定款及び法人登記

鳥取県農業共済組合定款では、平成28年度当初、事務所の所在地は、第4条で「鳥取県鳥取市に置く。」と記載されている。本所事務所及び支所事務所の別も記載されていない。

法人登記では、設立時の登記から、主たる事務所と従たる事務所が番地まで記載され登記されている。定款とは異なるものが登記されていた。

昨年の第3回通常総代会で、定款変更が議決され、事務所に主たる事務所である本所事務所、従たる事務所である支所事務所があるとされ、所在地が番地まで記載された。当然のことながら登記事項の定款変更が行なわれたが、所在地については登記の変更はなされていない。

その後、平成28年11月21日に東部支所が賀露町に移転したが、定款は変更されず、定款に虚偽の記載がされたままとなった。

農業災害補償法第60条では、登記しなければならない事項に変更が生じた

ときは、2週間以内に変更の登記をしなければならないと規定しているが、平成29年2月23日まで変更登記が行なわれておらず、法律違反の状態が続いていた。

また、移転の登記を行なった際、移転の年月日を平成29年2月20日であるとして、定款変更の認可日を届けているが、登記事項である所在地の変更は既に行われており、定款変更が遅延したものであり、虚偽の登記申請が行なわれたと考える。

不適切な公告事務処理

公告については、定款第7条第1項で、組合の事務所の掲示板に掲示してすると公告の方法を規定している。法人登記においても同様の内容が登記されている。

定款では、平成28年度当初、事務所は鳥取県鳥取市にあることとなっていたが、法人登記では、主たる事務所と従たる事務所があり、定款と登記は整合していなかった。

第3回通常総代会後、定款が変更された後も、それ以前と同様な公告の事務処理が行なわれている。

公告事務は、本所で公告を行ない、その写しを支所に送り、掲示している。公告は本所でしか行われていないことになる。公告は事務所の種類によって異なるものではないので、同一に行う必要がある。

東部支所が移転し、定款変更及び登記がなされていない時にも公告は行なわれているが、事務所でない所で掲示されたことになる。

以上から、公告は適切に行なわれていないと考える。

不適切な任意共済の事務費賦課

任意共済の事務費は、共済規程の規定どおりには賦課されておらず、間違った賦課をしており、決算を歪めている。

再三指摘しているところであるが、任意共済の事務費の賦課額は、共済規程第4条第3項で任意共済の種類ごとに総代会で定める一定の率を共済金額に乗じた額とされているが、これまで一定の率は総代会で定めていなかった。監査指摘をうけ、第3回通常総代会では率が定められたが、賦課金額の算定には使用されず、共済規程の規定とは異なる方法で、組合員に事務費の賦課を行っており、不適切な事務処理である。

平成28年12月の定期監査の監査書に対する回答は、不適切だと指摘されたやり方をただ説明したのみで、回答になっていない。回答の内容は、「組合は掛金しか徴収していない。」「掛金率は保険に相当する部分と事務費に相当する

部分から成り立っている。」「一定の率として引き受け計画の共済金額と各掛金率の賦課単価で積算した賦課額の加重平均を賦課率として承認いただき、構造別に賦課する単価で事務処理をしている」としている。

共済規程第142条では、組合は共済掛金等の払込を受けるとしており、共済掛金等とは、共済規程第146条で、共済金額に共済掛金率を乗じた金額と共済金額に事務費賦課率を乗じた金額を合計したものと規定している。このため、徴収しているのは掛金ではなく、共済掛金等であり、掛金率は一つではなく、共済掛金率と事務費賦課金率という別のものである。

全国農業共済協会から指示される共済掛金率に一定の割合を掛けたものを事務費賦課率としているため、構造別に賦課する単価が違ってくる。規定では共済金額に一定の率を掛けることとされているので、構造別に賦課する金額が変わることはない。さらに、昨年指摘に対し、任意共済の種類ごとの一定の率を総代会議案に記載し議決を受けているが、議決された一定の率を共済金額にかけて、事務費賦課額を算定し組合員から受け取ることをしないで、全く別の金額を徴収している。共済規程及び総代会の議決を無視した業務運営がなされている。

また、この一定の率は、構造別の共済金額を仮定し加重平均したものと説明しており、総代会資料では、一定の率の内訳として従来の賦課単価が記載されている。仮定したもので加重平均したものは実際とは異なることとなり、内訳にはならないことは明確である。

平成28年5月の理事会で参事は、鳥取県の料率として掛金率が示され、その45パーセントが事務費となると説明しており、明らかに共済規程の理解ができていない。問題ないと言っているが、一定の率を掛けるのは共済金額であり、共済掛金率に賭けると別の率になり金額が異なることとなる。また内訳であるとの説明もされているが、内訳にはなっていない。

総務課長も指示された通りの処理をしていると説明し、共済規程に違反していることに全く気付いていない。「一棟いくら賦課金をとることの承認をとることよりも今年何十億の引受共済金額に対し、これだけの賦課金をいただくという承認の取り方」と説明しているが、指摘の意味も自分たちのしていることも理解できていないためと考える。共済規程どおりであれば、一棟いくらではなく、各組合員の任意共済の種類ごとの共済金額に一定の率を掛けたものが事務費賦課額になる。組合が行なっているのは、建物の構造等ごとに違う単価を共済金額にかけて算定している。総額にかけたものではない。

このように、参事、部長、総務課長や担当課長等が指摘の意味を理解できず、共済規程等も理解せず、指示されたことの適否の判断も行わず事務処理を行っており、法律、定款、規程等に基づき適正に業務が行なわれているとは考え

られない。

不適切な任意共済の掛け金率等一覧表及び公告

任意共済の掛け金率等一覧表には共済金額等の記載がされていない。また、共済金額等は公告もされていない。

昨年12月の監査書で指摘したが、回答では、単位として共済金額一万円当たりという記載を行なうとのことであった。他の種類の事業についても、共済規程に同様な規定があり、一覧表を作成し公告している。記載すべき共済金額等は、掛金率等の単位を指してはいない。明らかに内容を捻じ曲げた回答と考える。適切に対応を行なう必要がある。

不適切な建設引当金の処理

本所移転に伴う新築及び実測センター新築等工事が実施されている。内容は、本所新築、実測センター新築及び中部支所改修である。平成27年10月30日、桑本総合設計との間に設計監理の委託契約が結ばれ、平成27年度中に設計料が支払われている。

また、平成28年度には伊藤建設にこれらの工事を発注し1億6千3百万円余が支払われている。

中部事務所の改修は、修繕工事であり、修繕引当金から支払うべきものであるとの説明であったが、実際には、設計料、工事支払代金とも全ての工事をまとめて建設引当金から取り崩し、支払われている。建設引当金及び修繕引当金の経理処理は不適切で、決算は間違っただけのものとなっている。

また、建設引当金は、各事務所等の再建設経費を算定し、必要額を積み立てているとの説明であったが、引当金の積算根拠を求めたところ、中部支所の記載とは別に、28年度に突然中部支所（振替）の項目が追加され、更には前年度末の積立残高が、次年度の当初積立額ではないなど恣意的な変更が行なわれており、引当金額の正当性が疑われる。